

令和8年4月9日

各位

見附市役所 総務課

品第22号「温浴施設用POSシステム 賃貸借」に係る質問の回答について

標記の入札公告に寄せられた質問について、下記のとおり回答します。

記

No.	質問事項	回答
1	ソフトウェアは無形固定資産のため所有権ではなく使用権となり、賃貸借契約終了後無償譲渡する際に、リース会社のソフトウェアの使用権を譲渡する権利がありません。そのため、賃貸借契約満了後の使用権は、見附市と納入業者間で対応する旨の三者間覚書の締結は可能か。	三者間覚書の締結は可能です。
2	添付見積書に記載がある保守パックについては、メーカー保守であり、リース会社に責任はないとの認識でよろしいか。	ご認識のとおりであり、特段問題ございません。
3	本調達は、POSシステム機器のみの賃貸借であり、賃貸借契約に保守は含まず、保守契約は見附市と保守業者間で別途締結する認識でよろしいか。	ご認識のとおりであり、特段問題ございません。
4	本件はPOSシステムの賃貸借であり、保守パックはあるものの賃貸借契約書に収入印紙の添付は不要の認識でよろしいか。	ご認識のとおりであり、特段問題ございません。
5	無償譲渡条件付きリースのため、賃貸借料に固定資産税は含めなくてよろしいか。	ご認識のとおりであり、特段問題ございません。

6	賃貸借物件のうち、屋外に設置される物件は無い認識でよろしいか。ある場合は、機器名を教えてください。	ご認識のとおりであり、屋外に設置する物件はございません。
7	賃貸借（リース）の契約書案が示されていませんが、一般的なファイナンス・リース取引であり、受注者使用の契約書で締結するという認識でよろしいか。	ご認識のとおりであり、特段問題ございません。
8	賃貸借物件に付保する動産保険は、通常の賃貸借期間が経過するごとに保険金額が逦減するものでよろしいか。	対象物件の価値の減少等を踏まえ、賃貸借期間の経過に応じて逦減する形で設定される場合が一般的であると認識しております。
9	賃貸借料は、当月分を翌月末にお支払いいただくことでよろしいか。	ご認識のとおりであり、当月分を翌月末までにお支払いいただく取り扱いになります。
10	既存 POS システムの撤去、廃棄費用は本調達に含まない認識でよろしいか。含む場合は、既存 POS システムの所有権が見附市にあるか。	ご認識のとおりであり、本調達に含まれません。
11	既存 POS システムの所有権が見附市にあり、本調達に既存 POS の撤去・廃棄費用を含む場合は、受注者に既存 POS システムの所有権を移転する覚書を締結していただかないと受注者が勝手に見附市の所有物を廃棄することが出来ないので、覚書締結をお願いします。	No. 10 回答と同様、本調達に廃棄等費用は含みません。

見附市役所 総務課管財係

T E L : 0258-62-1700

F A X : 0258-63-1006